

2024年9月

# 外国人旅行者向け免税制度の見直し（案）について

（財務省・国税庁・経済産業省・観光庁）

## 【留意事項】

本資料は、免税店や関係事業者の方々に必要な準備を進めていただく観点から令和6年度与党税制改正大綱（令和5年12月14日決定）及び令和6年度税制改正の大綱（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、政府として検討中の内容をお示しするものです。

したがって、今後、内容に変更が生じ得る可能性もございますので、予めご了承下さい。

## 目次

---

- 現行制度と不正の状況
- 見直しの方向性
- 今後のスケジュール案
- 消費税の返金方法と論点
- 制度見直しに伴う各種要件の見直し

# 目次

---

## ■ 現行制度と不正の状況

## ■ 見直しの方向性

## ■ 今後のスケジュール案

## ■ 消費税の返金方法と論点

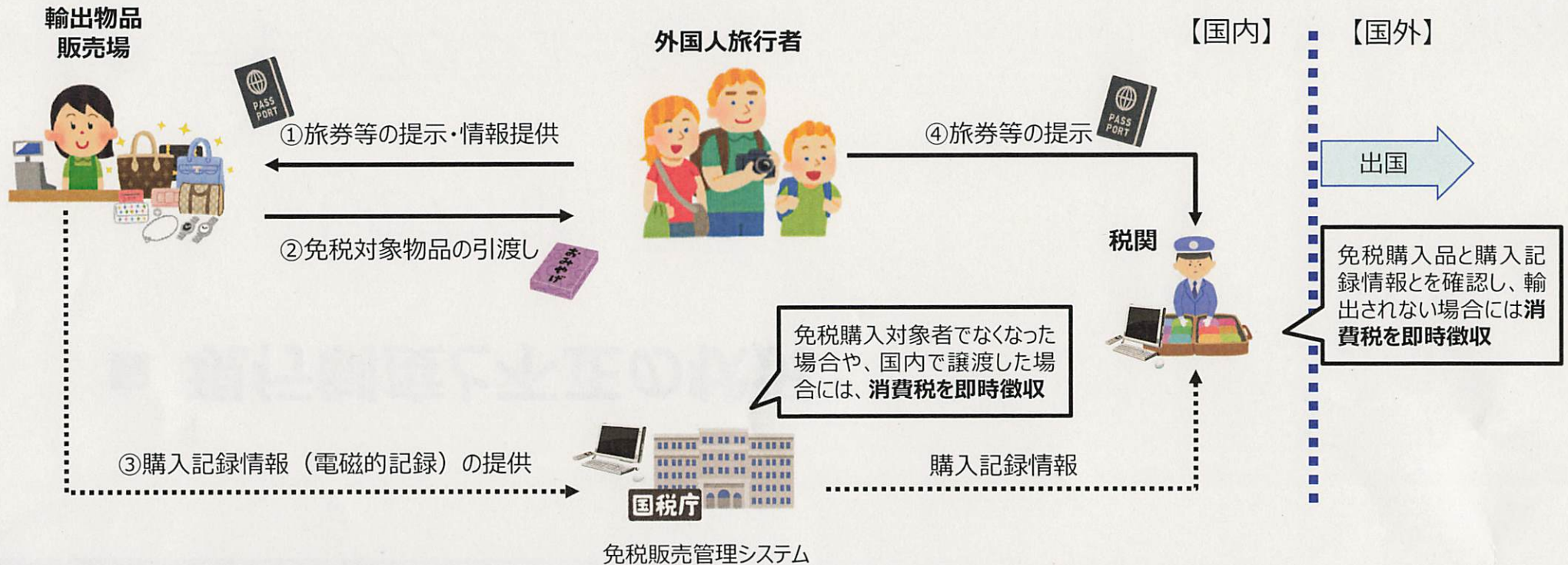
## ■ 制度見直しに伴う各種要件の見直し

## 外国人旅行者向け免税制度の概要〔現行制度〕

○ 外国人旅行者向け免税制度は、税務署長の許可を受けた輸出物品販売場（いわゆる免税店）を経営する事業者が、免税購入対象者に対し、免税対象物品を一定の方法で販売する場合には、消費税が免除される制度。

※ 免税対象物品は、輸出するため購入される物品のうち通常生活の用に供する物品（金又は白金の地金や事業用又は販売用として購入されることが明らかな物品は対象外）であり、以下の金額基準がある（同一の販売場 1 日あたりの基準）。

- ・ 一般物品（家電、バッグ、衣料品等《消耗品以外のもの》） 5 千円以上
- ・ 消耗品（飲食料品、医薬品、化粧品その他の消耗品） 5 千円以上 50万円以下



# 外国人旅行者向け免税制度の不正状況について

## 令和4年4月～令和5年3月における免税購入額について

| 購入金額層<br>(1人当たりの免税購入金額層) | 免税購入出国者数    | 免税購入金額         | 構成比           |
|--------------------------|-------------|----------------|---------------|
| 100万円未満                  | 3,664,494人  | 2,758億円        | 45.65%        |
| 100万円以上1,000万円未満         | 51,726人     | 1,105億円        | 18.28%        |
| 1,000万円以上1億円未満           | 1,838人      | 475億円          | 7.86%         |
| <b>1億円以上</b>             | <b>374人</b> | <b>1,704億円</b> | <b>28.21%</b> |
| 合計                       | 3,718,432人  | 6,042億円        | —             |

### 1億円以上の購入者(374人)の 税関での賦課決定状況(R4年度)

○ 税関で捕捉し、検査を行った件数：57件（15.2%）



■：持出確認（1件）
 ■：賦課決定→納付（1件）
 ■：賦課決定→滞納（55件）

※ 賦課決定額：約18.7億円 うち、滞納額：約18.5億円

（注）計表等は、対象期間に出国した者（又は出国と判定した者）に係る国税庁の免税販売管理システムに送信された購入記録情報を機械的に集計したもの。（人数は、延べ人数となる。）

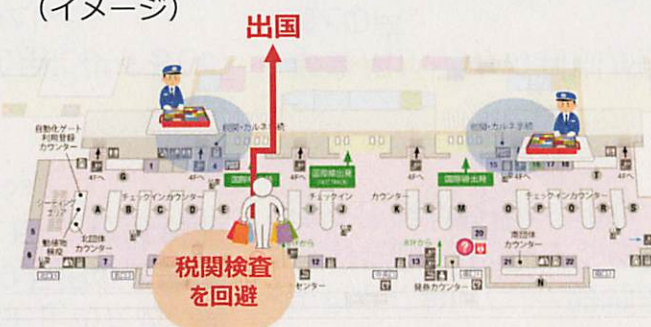
## 【不正が疑われる者の出国時等における捕捉の課題】

- 免税購入者は、出国時に税関へ旅券を提示しなければならないが、多額の不正を行おうとする者は、**旅券提示を回避するなどにより、多くの者が税関検査を逃れているのが実態。**
- そのため、税関においては、高額購入者を中心に航空会社との連携等により、免税購入者の捕捉に努めているところ。

※ 仮に捕捉できても、税関検査は任意であり、検査を受けないことを理由に出国を止めることができない。

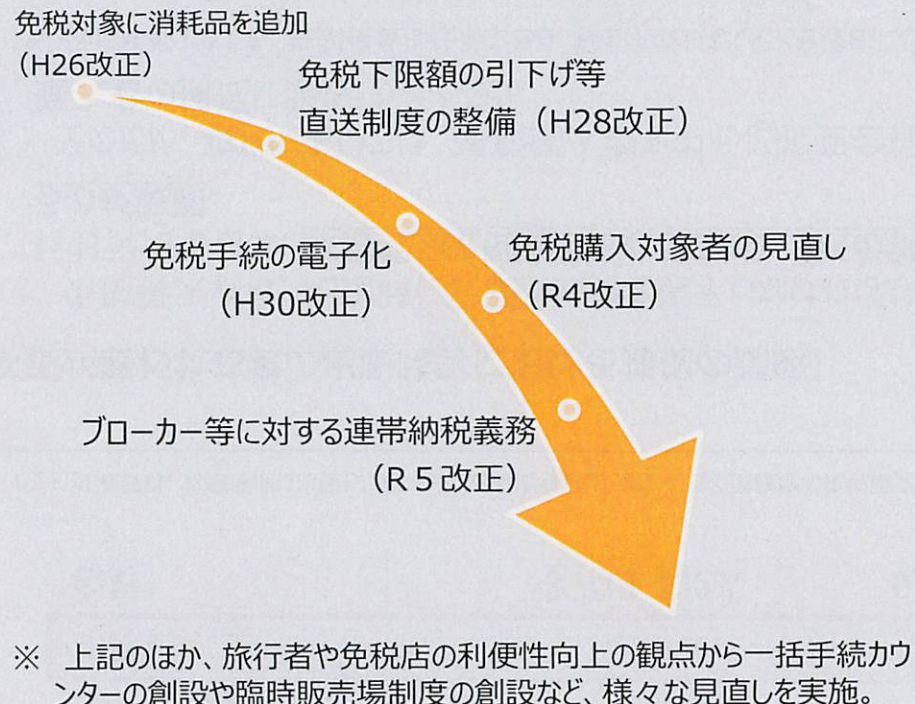
- 特に、**1億円以上の高額購入者**は、全てが不正を行っているとは言えないが、**税関や国税当局で捕捉し、検査を行ったほぼ全ての者**について、**適正に国外へ持ち出している事実が確認されず、消費税が賦課決定**されている。
- また、これらの者の大宗は、納税資金を持ち合わせておらず、**ほぼ全てが滞納**となったまま、海外へ出国されている状況。

（イメージ）



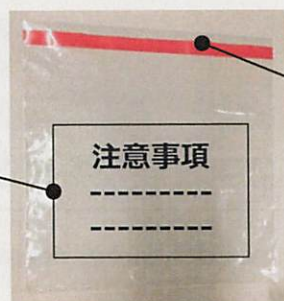
# 外国人向け消費税免税制度における現行の不正防止措置と課題

## 外国人向け消費税免税制度における見直しの経緯



## (参考) 消耗品に係る特殊包装について

【英語表記】  
日本を出国するまで、開封しないでください。  
なお、消費した場合には、消費税を徴収されます。



開封したことが判別できる粘着テープで封印



|     | 現行の不正防止措置                                                      | 課題                                                        |
|-----|----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 免税店 | ・国内消費防止のため、 <b>消耗品には50万円の上限額</b> を設けるとともに、 <b>特殊包装を要件</b> とする。 | ・免税店において、一般物品と消耗品とを区別する必要。<br>・特殊包装が負担との声も。               |
|     | ・通常生活の用に供するものを免税対象とし、 <b>事業用等として購入されることが明らかな物品は免税対象外</b> 。     | ・事業用かどうかの判別が困難との声。<br>・購入者とのトラブルを避けるため、免税店が免税販売を中止するケースも。 |
|     | ・国内での消費や横流し等を防止するため、購入者に <b>国外へ持ち出さなければならないこと等を教示</b> 。        | ・不正を行う者には、効果が認められない。                                      |
| 税関  | ・出国時に <b>税関への旅券提示義務</b> を課し、税関は必要に応じて現物確認を実施し、所持しない場合には即時徴収    | ・不正を行おうとする者の中には、税関への旅券提示を回避することなどにより、税関検査を逃れようとする者も存在。    |
| 国税  | ・国内横流しに対しては、 <b>譲受人に対しても即時徴収</b>                               | ・横流しされた物を特定した上で、譲渡の事実を認定することが困難。                          |

# 免税店における税務リスクへの対応と外国人旅行者への影響について

- 免税店においては、疑わしい者への免税販売を避けるために、自主基準（※）を設ける業界や、やむを得ず免税販売自体を停止する事業者も出てきている。

（※）購入商品の個数や、購入頻度等から、免税店が免税販売の可否の判断を行う基準を自主的に設定

**⇒販売機会の逸失や現場トラブルに繋がっており、善良な旅行者にとっても利便性が損なわれる状況となっている。**

- 免税店の側からは、「免税店が不正利用防止の一義的な責任を負っているため、常に否認リスクを意識せざるを得ない。」  
「店頭での手続業務負荷や心理的負担から、訪日客に対する販売サービスに専念できない。」といった声も寄せられている。

## 《疑わしい者への対応》

- ・ 毎日同じものを買っていて、転売目的？
- ・ 旅券の名義とお金を支払う者が違うから怪しい？



- 販売を断れば、トラブルに発展
- 販売した場合にも、税務署に否認されるリスク

### 免税店の対応

- 税務リスク低減のため、窓口マニュアルを作成し、従業員教育を徹底  
⇒現場のトラブルは増加、従業員教育にも限界あり
- 自主基準により、免税販売を抑制  
⇒善良な旅行者の免税販売を断らざるを得ない一方で、基準を下回る水準で分割購入するなど、不正手口も巧妙化  
➔ **やむを得ず免税販売を停止する免税店も存在**

## 《善良な旅行者への影響》

- ・ お土産として買いたいのに免税で買えないの？
- ・ 免税でなかったため、買わなかった。
- ・ あっちの免税店では売ってくれたのに…



### 旅行者の反応

- 店舗によって免税購入の基準が異なりわかりづらく、トラブルにつながる
- 免税購入できず、買い物を楽しみに訪日した旅客の印象を損ねる  
➔ **旅行者の満足度の低下**

# 目次

---

- 現行制度と不正の状況
- **見直しの方向性**
- 今後のスケジュール案
- 消費税の返金方法と論点
- 制度見直しに伴う各種要件の見直し

# 令和6年度税制改正大綱（抄）

令和5年12月14日  
自由民主党  
公明党

## ○ 令和6年度税制改正大綱（抄）

### 第一 令和6年度税制改正の基本的考え方等

#### 5. 円滑・適正な納税のための環境整備

##### （5）外国人旅行者向け免税制度の見直し

外国人旅行者向け免税制度は、平成26年度税制改正以降、免税対象に消耗品を加えるなどの大幅な制度の見直しにより、免税店数の拡大と外国人旅行者の利便性向上を図り、インバウンド消費拡大の重要な政策ツールとなってきた。観光立国の実現に向けて、引き続き、本制度の活用を推進していくことが肝要である。

他方で、足下では多額・多量の免税購入物品が国外に持ち出されず国内での横流しが疑われる事例が多発している。また、出国時に免税購入物品を所持していない旅行者を捕捉し即時徴収を行っても、その多くが滞納となり、本制度の不正利用は看過できない状況となっている。

こうした不正を排除しつつ、免税店が不正の排除のために負担を負うことのない制度とするため、**出国時に税関において持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度とする**。実務的には、免税店が販売時に外国人旅行者から消費税相当額を預かり、出国時に持ち出しが確認された場合に、旅行者にその消費税相当額を返金する仕組みとなる。**新制度の検討に当たっては、外国人旅行者の利便性の向上や免税店の事務負担の軽減に十分配慮しつつ、空港等での混雑防止の確保を前提として、令和7年度税制改正において、制度の詳細について結論を得る。**

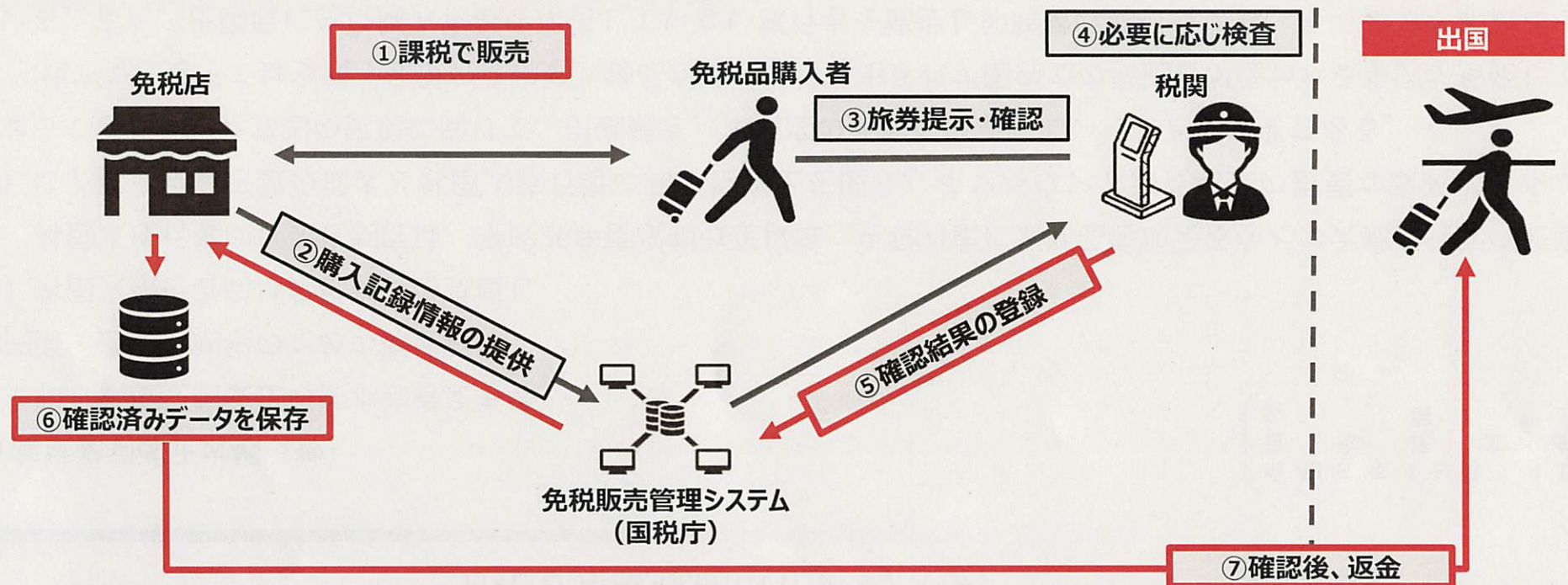
さらに令和6年度税制改正においても、横流しされた免税購入物品と知りつつ仕入れた場合に、その仕入税額控除を認めないこととする措置を講ずる。

## 外国人旅行者向け免税制度の抜本的見直しの方向性

- 外国人旅行者向け免税制度は、免税店の拡大と外国人旅行者の利便性の向上を図ることによって、インバウンド消費拡大の重要な政策ツールとなってきた。
- 他方で、免税品の横流し等の不正事例は後を絶たず、出国時に捕捉して即時徴収を行ってもその多くは滞納となっており、制度の不正利用は看過できない状況。また、免税店にとっても税務リスクを抱えながら免税販売を行うことが業務負担となっている。
- こうした実態を踏まえ、早急に制度の抜本的な見直しを行う必要がある。具体的には、出国時に購入品の持ち出しが確認できた場合に免税販売が成立し、免税店が確認後に消費税相当額を返金する制度（下図）に見直す。
- 検討にあたっては、旅行者の利便性向上や免税店の事務負担軽減、空港での混雑防止等にも十分留意することとし、令和7年度税制改正プロセスにおいて結論を得る。

### 持ち出し確認方式 具体的フロー（案）

※ 赤枠が変更・追加部分



# 出国時における旅行者の空港での手続(案)

イメージ

- 現行制度では空港の制限エリア内（税関出国検査場）において旅券提示※を受けた際に税関検査の要否を判定するが、「持ち出し確認方式」においては、諸外国での手続も参考にしながら、一般エリアにキオスク端末等を設置して手続を行うことを想定。
- 空港での手続による混雑緩和等の観点も含め、キオスク端末の台数の確保等について検討を進める。

※ 免税購入者は出国する際、税関長に旅券を提示しなければならない（消令18⑥）。

## 《現行》 制限エリアのみ

税関出国検査場



旅券提示



## 《見直し後のイメージ》

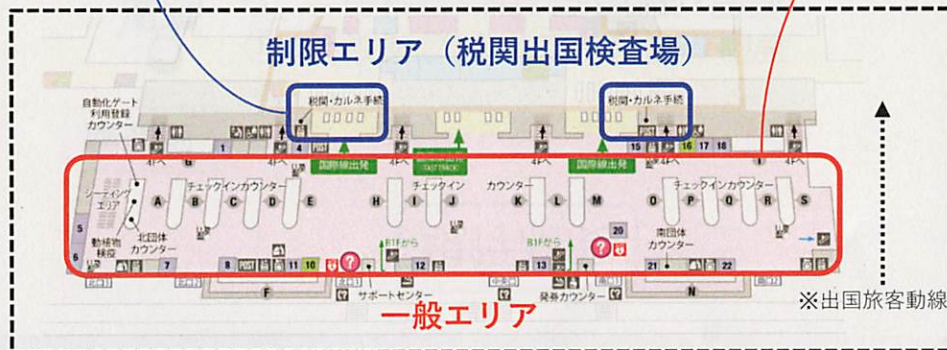
出発ロビー



旅券提示※  
(キオスク端末)



※ 日本では免税購入記録が完全電子化されているため、欧州のようにレシート等を端末に読み込ませる手続は不要



※ 成田空港第二ターミナル出発ロビーの場合

(税関検査のイメージ) ※現行とほぼ同様

GREEN判定



RED判定



税関検査



手続き終了⇒帰国



持出し確認できない場合  
〔現行〕  
消費税を賦課決定  
〔見直し後〕  
免税店から返金されず

# 外国人旅行者向け免税制度の見直しに伴う免税店の事務フロー（イメージ）

## 現行制度

### 販売前



- ① 従業員教育・マニュアルの整備等
- ② 一般物品・消耗品の判断・登録

### 販売時



- ① 免税購入対象者かどうかの確認
- ② 免税下限額・上限額（消耗品のみ）の判定



- ③ 事業用かどうかの判定
- ④ 消耗品の梱包
- ⑤ 国外への持ち出し等が必要となる旨の説明
- ⑥ 購入記録情報の作成・送信・保存



- ⑦ **免税**で販売（店舗で課税販売し、カウンターで返金）

### 販売後



- ① カウンターで返金している場合、免税店と免税代行業者との間で精算
- ② 免税売上として消費税申告

## 見直し後

### 販売前



- ① 従業員教育・マニュアルの整備等
- ② 一般物品・消耗品の判断・登録

旅行者の利便性・免税店の事務負担軽減の観点も踏まえ検討

### 販売時



- ① 免税購入対象者かどうかの確認
- ② 免税下限額・上限額（消耗品のみ）の判定



- ③ 事業用かどうかの判定
- ④ 消耗品の梱包
- ⑤ 国外への持ち出し等が必要となる旨の説明
- ⑥ 購入記録情報の作成・送信・保存



- ⑦ **課税**で販売
- ⑧ 返金方法の登録（免税代行業者のカウンターやアプリ等でも登録可）

### 販売後



- ① 税関確認情報を取得し、旅行者に返金（免税代行業者が返金している場合、免税店と免税代行業者との間で精算）
- ② 免税売上として消費税申告

# 目次

---

- 現行制度と不正の状況

- 見直しの方向性

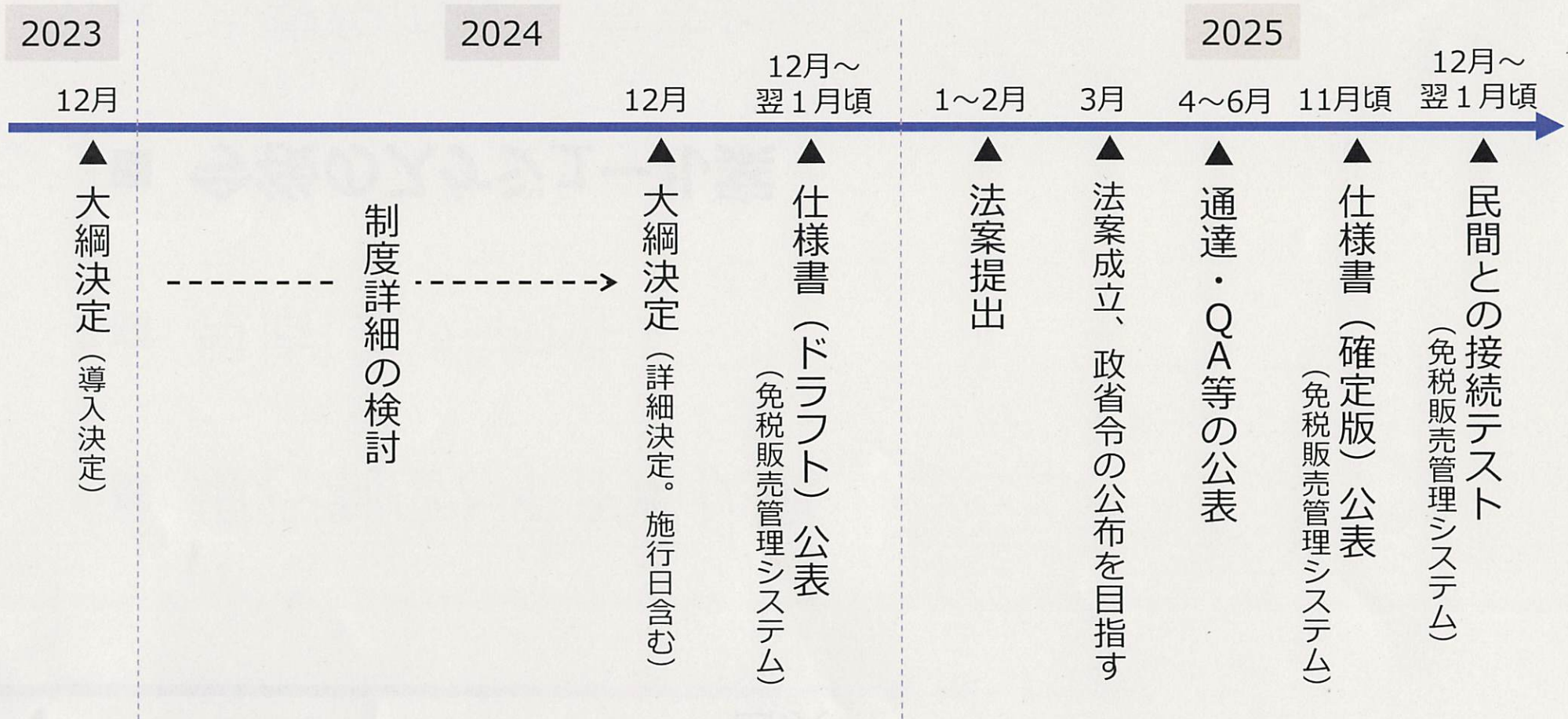
- **今後のスケジュール案**

- 消費税の返金方法と論点

- 制度見直しに伴う各種要件の見直し

## 今後のスケジュール案

- 令和 6 年度税制改正大綱で制度の見直しが明示され、「令和 7 年度税制改正において、制度の詳細について結論を得る」とされたことを踏まえて、次のようなスケジュールで検討を進めていく予定。
- なお、法案の成立から一定の準備・周知期間を経て制度が開始されることとなるが、具体的な施行日については、年末に決定される令和 7 年度税制改正大綱において明示されることとなる。



# 目次

---

## ■ 現行制度と不正の状況

## ■ 見直しの方向性

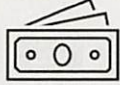
## ■ 今後のスケジュール案

## ■ 消費税の返金方法と論点

## ■ 制度見直しに伴う各種要件の見直し

## 消費税の返金方法について

- 新制度では、出国時に税関が持ち出し確認をした結果を受けて消費税の返金が必要になるが、この返金は、免税店あるいは、免税代行業者において行うこととなるため、店舗等における返金方法の確認・案内等が必要。
- 想定される返金方法についてまとめると以下のとおり。旅行者の利便性や免税店における負担緩和、空港での混雑防止の観点から、キャッシュレスでの返金を進めていくことが重要。

|      |  現金                                                                                                           |  クレジットカード                                                                                                                                  |  電子マネー                                                                                                                |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 返金方法 | <p>【空港で返金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 諸外国では、免税代行業者が空港に設置した窓口や端末、両替業者を通じて返金を行う。</li> </ul> <p>【口座振込】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 銀行等を通じて、国外送金を行う。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 購入時や免税代行業者のアプリ等で返金を受けたいクレジットカード番号を登録する。<br/>※ PCI DSSへの準拠又は情報の非保持化が必要。</li> <li>○ 税関確認後に、登録を受けたクレジットカードへの返金を行う。</li> </ul> <p>〔 JCB、Visa、Mastercard、AMEX、銀聯は、対応可能（2024年3月時点）。 〕</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 購入時や免税代行業者のアプリ等で返金を受けたいコード等を登録する。<br/>※ PCI DSSへの準拠又は情報の非保持化が必要。</li> <li>○ 税関確認後に、登録を受けたアカウントへの返金を行う。</li> </ul> <p>〔 Alipay、WeChatPayは、対応可能（2024年3月時点）。 〕</p> |
| メリット | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 購入時の決済手段にかかわらず、返金可能。</li> <li>○ キャッシュレス決済手段を持たない旅行者のセーフティネットとなる。</li> </ul>                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 購入時の決済手段（現金含む。）にかかわらず、返金可能。</li> <li>○ 税関確認後に自動的に返金可能であり、旅行者の利便性が高い。</li> <li>○ 諸外国でも一般的であり、旅行者に受け入れやすい。</li> </ul>                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 購入時の決済手段（現金含む。）にかかわらず、返金可能。</li> <li>○ 税関確認後に自動的に返金可能であり、旅行者の利便性が高い。</li> <li>○ 特に旅行者の多い中国系旅行者のニーズに沿う。</li> </ul>                                               |
| 課題   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 返金窓口の設置、維持や現金の準備保管、両替業者への委託手数料などの相応のコストが生じる。</li> <li>○ 空港での返金は、空港の混雑を招くおそれ。</li> </ul>                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日本ではカードによる送金が一般的でないため、関係者への周知徹底が必要。</li> <li>○ システム開発または改修に伴う為、事業者側の準備時間およびコストが生じる。</li> <li>○ 各店舗で、返金方法や返金先を登録が必要。</li> </ul>                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日本で電子マネーによる送金が一般的でないため、関係者への周知徹底が必要。</li> <li>○ システム開発または改修に伴う為、事業者側の準備時間およびコストが生じる。</li> <li>○ 各店舗で、返金方法や返金先を登録が必要。</li> </ul>                                 |

※ 上記のほか、諸外国では、免税代行業者等が一定のプレミアムを乗せて加盟店で利用可能なクーポンとして発行し、返金を行わない方法もある。

# 外国人旅行者向け免税制度の見直しに伴う税務処理例【令和6年7月修正】

令和6年度税制改正大綱の内容に基づき、税関確認情報（仮称）の保存により免税販売が成立する制度となった場合の税務処理例を示すと以下のとおり。

## ○ 免税販売の際のインボイスの処理

外国人旅行者（消費者）への販売であり、そもそも**インボイスの交付は不要**。販売時に他の取引と同様、簡易インボイスを交付している場合であっても、**免税販売取引の性質を踏まえ、修正インボイスを交付しなくても差し支えない**こととする。

※ わかりやすさの観点から、免税販売時に交付する簡易インボイスには、スタンプ等により「税関確認後は免税となる」と表示することも可能

## ○ 販売と税関確認の間に期跨ぎがあった場合の処理

販売時には課税売上げとして計上し、税関確認情報を保存した時点で免税売上げに振り替え、免税売上げとして申告する。

なお、**税関確認が翌期（X2期）となった場合**には、当初の申告（X1期）を修正するのではなく、**X2期において調整**できることとする。具体的には、**前期の課税売上げをマイナス処理（対価の返還等として処理）し、改めて免税売上げを計上**することとなる。

【仕訳例1：X1期に販売し、税関確認情報を保存した場合】

・X1期 販売時

|     |        |       |        |
|-----|--------|-------|--------|
| 現預金 | 11,000 | 売上（課） | 10,000 |
|     |        | 仮受消費税 | 1,000  |

・X1期 税関確認情報保存時

|       |        |       |        |
|-------|--------|-------|--------|
| 売上（課） | 10,000 | 売上（免） | 10,000 |
| 仮受消費税 | 1,000  | 未払金   | 1,000  |

・X1期 返金時

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 未払金 | 1,000 | 現預金 | 1,000 |
|-----|-------|-----|-------|

便宜上対価の返還等と扱うだけであり、返還インボイスは不要

【仕訳例2：X1期に販売し、X2期に税関確認情報を保存した場合】

・X1期 販売時

|     |        |       |        |
|-----|--------|-------|--------|
| 現預金 | 11,000 | 売上（課） | 10,000 |
|     |        | 仮受消費税 | 1,000  |

・X1期 申告・納付時

|       |       |     |       |
|-------|-------|-----|-------|
| 仮受消費税 | 1,000 | 現預金 | 1,000 |
|-------|-------|-----|-------|

・X2期 税関確認情報保存時

|          |        |       |        |
|----------|--------|-------|--------|
| 売上（課）    | 10,000 | 売上（免） | 10,000 |
| ※ 対価の返還等 |        |       |        |
| 仮受消費税    | 1,000  | 未払金   | 1,000  |

X1期を修正せず、翌期の税関確認情報を保存した時点で調整計算を行う。  
※返金時の処理は、仕訳例1と同様

# 外国人旅行者向け免税制度の見直しに伴う税務処理例（続き）【令和6年7月修正】

## ○ 課税売上げから免税売上げへの振替方法

税関確認情報は、期間や取引を指定して取得できるよう検討中。税関確認情報を取得した後の税務処理については、**取得の都度**、当初の課税売上げを特定して、**免税売上げに振り替える方法**のほか、**月次等の一定のタイミングで一括して振り替えることとしても差し支えない**。なお、いずれの場合も、POS等における当初の課税売上げを厳密に特定した上で免税に振り替える必要はない。

### 【振替例1：個別振替方式】

※ 税関確認情報に応じた取引に係る売上げの振替仕訳を行う方法

販売時

|     |        |       |        |
|-----|--------|-------|--------|
| 現預金 | 11,000 | 売上（課） | 10,000 |
|     |        | 仮受消費税 | 1,000  |

税関確認情報取得に応じた振替

|       |        |       |        |
|-------|--------|-------|--------|
| 売上（課） | 10,000 | 売上（免） | 10,000 |
| 仮受消費税 | 1,000  | 未払金   | 1,000  |

### 【振替例2：一括振替方式】

※ 一定の期間（例えば、○月分）に取得した税関確認情報に基づき、まとめて振替仕訳を行う方法

販売時

|     |        |       |        |
|-----|--------|-------|--------|
| 現預金 | 11,000 | 売上（課） | 10,000 |
|     |        | 仮受消費税 | 1,000  |

⋮

（個別に振替せず）

○月分の税関確認情報に基づく月次振替

|          |           |          |           |
|----------|-----------|----------|-----------|
| ○月分売上（課） | 5,000,000 | ○月分売上（免） | 5,000,000 |
| 仮受消費税    | 500,000   | 未払金      | 500,000   |

【参考】振替例2において、一括振替前に返金が生じる場合

振替前の返金時

|      |         |     |         |
|------|---------|-----|---------|
| 仮払金※ | 200,000 | 現預金 | 200,000 |
|------|---------|-----|---------|

※仮払金ではなく、仮受消費税を直接消し込む処理でも問題ない。



○月分の税関確認情報に基づく月次振替

|          |           |          |           |
|----------|-----------|----------|-----------|
| ○月分売上（課） | 5,000,000 | ○月分売上（免） | 5,000,000 |
| 仮受消費税    | 500,000   | 未払金      | 300,000   |
|          |           | 仮払金      | 200,000   |

## ○ 税関確認後に旅行者の手続不備等により返金がされなかった場合の処理

免税販売の要件を満たしているが、旅行者の都合等で**返金できない場合であって、当事者間の契約により返金不要となった金額については、雑益（不課税）**となる。

※ 旅行者が税関で持ち出し確認を行わない場合など、税関確認情報を保存できない場合には、当初の課税売上げを維持する（事後調整不要）。

# 目次

---

## ■ 現行制度と不正の状況

## ■ 見直しの方向性

## ■ 今後のスケジュール案

## ■ 消費税の返金方法と論点

## ■ 制度見直しに伴う各種要件の見直し

## 免税販売要件について

- 国内での消費や横流しを防止する観点から、免税対象物品を「一般物品」と「消耗品」に区分し、それぞれ異なる要件を設定している。
- 今後、税関が免税購入品の国外持ち出しを確認した後に、免税販売が確定する方式となることを踏まえ、こうした要件について、整理・合理化を図っていく方向で検討を行う。

### ■ 現行の免税販売要件

| 種別                                                                                     | 免税対象限度額  | 対象物品         | 特殊包装                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------|----------|--------------|----------------------------|
|  一般物品 | 5千円～     | 通常生活の用に供する物品 | 不要<br>(消耗品と下限額を合算する場合には必要) |
|  消耗品  | 5千円～50万円 | 通常生活の用に供する物品 | 必要                         |

### ■ 論点

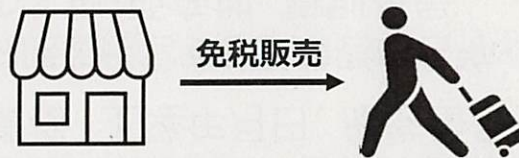
今後、税関確認後に免税販売が確定する方式となることを踏まえて、以下の点について検討を進めていく。

- ・ 一般物品と消耗品の区分
- ・ 免税対象限度額（免税下限額・消耗品の上限額）の扱い
- ・ 通常生活の用に供する物品（事業用・販売用でない）かどうかの判定
- ・ 消耗品の特殊包装

## 免税店の許可体系について

- 免税店の許可制度について、現行制度では、販売時に免税を行うという制度の下、免税販売手続を自ら行うか（一般型）、代理させるか（手続委託型）で必要な許可を区分している。
- その上で、販売時免税の適正性を確保する観点から、手続委託型については、一定のショッピングモールや商店街振興組合などの範囲（特定商業施設）に限って免税手続カウンターを設置できることとしている。
- 今後、出国時に税関が持ち出し確認をした後に免税販売が確定する方式となることを踏まえ、こうした許可制度の区分や特定商業施設の範囲について、整理・合理化を図る方向で検討を行う。

### ■ 一般型の許可



### ■ 許可区分の違い

|        | 一般型               | 手続委託型                 |
|--------|-------------------|-----------------------|
| 免税販売手続 | 自ら実施<br>(他者の代理不可) | 承認免税手続事業者<br>に代理      |
| 下限額の判定 | 原則、他の免税店と<br>合算不可 | 同じ特定商業施設内<br>の免税店と合算可 |

### ■ 手続委託型の許可



- 出国時に税関が持ち出し確認をした後に免税販売が確定する方式となることを踏まえ、許可制度の区分や特定商業施設の範囲について整理合理化を検討

## 見直し後の購入記録情報のイメージ

- 免税店から国税庁に送信する購入記録情報の送信事項については、新制度でも大きくは変わらない。
- 実務上、課税で販売した上で、出国時に税関で持ち出し確認した後に返金を行う、という仕組みとなることを踏まえ、次の方向性で検討を進めていく予定。

### 現行制度における購入記録情報

- ① 旅行者の旅券情報（氏名、国籍、生年月日、在留資格、上陸年月日、旅券番号）
- ② 免税店を経営する事業者の名称・納税地、免税店の名称・所在地、識別符号
- ③ 販売年月日
- ④ **免税対象物品の品名**、品名ごとの数量、価額、**一般物品・消耗品の区分**、合計金額
- ⑤ 免税手続きカウンターで合算した場合には、その旨
- ⑥ 軽減対象品目である場合には、その旨



### 新制度における購入記録情報（イメージ）

- ① 同左
- ② 同左
- ③ 同左
- ④ **免税対象物品の品名**、品名ごとの数量、価額、**一般物品・消耗品の区分**、合計金額
- ⑤ 同左
- ⑥ 同左

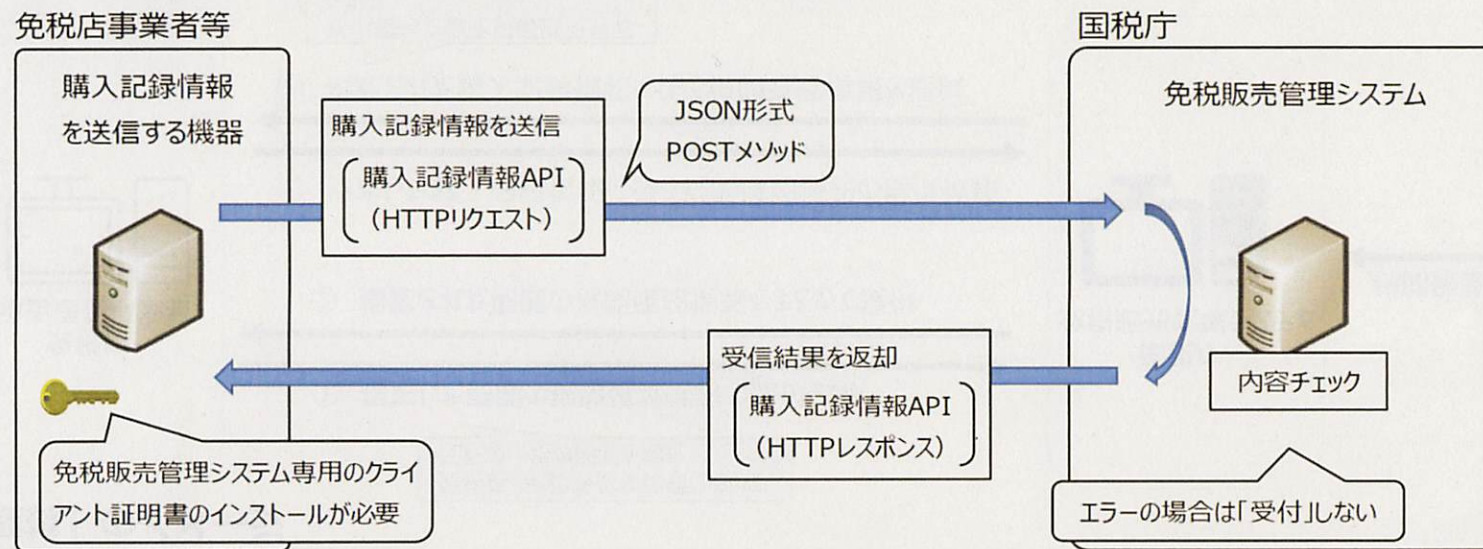
税関での持ち出し確認が  
可能な程度の記載が必要  
（現行制度も同様）

免税方式の見直しに伴い、  
品目の区分について改めて検討

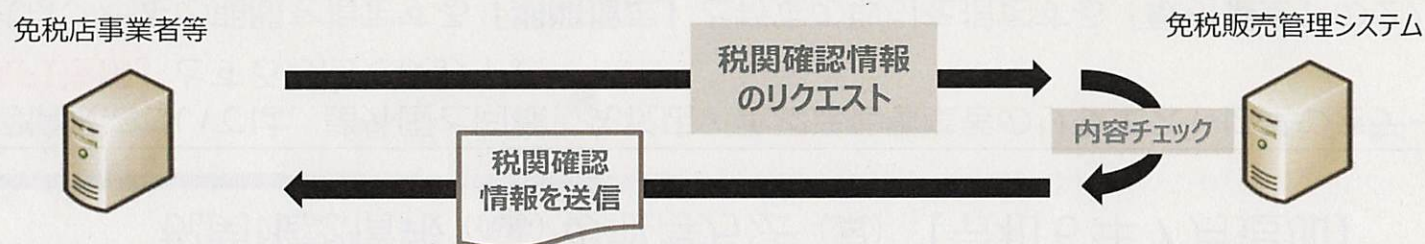
## 免税販売管理システムの見直し（案）

- 免税店（承認送信事業者）から免税販売管理システムに購入記録情報を送信するという現行のフローについては、今後も変わらない。
- 新制度では、これに加え、旅行者が出国時に税関が持ち出し確認した後に提供される「税関確認情報（仮称）」を免税販売管理システムから取得して、保存する必要がある。

### ■ 現行のシステム概要図（当該フローは、見直し後も大きな変更はない）



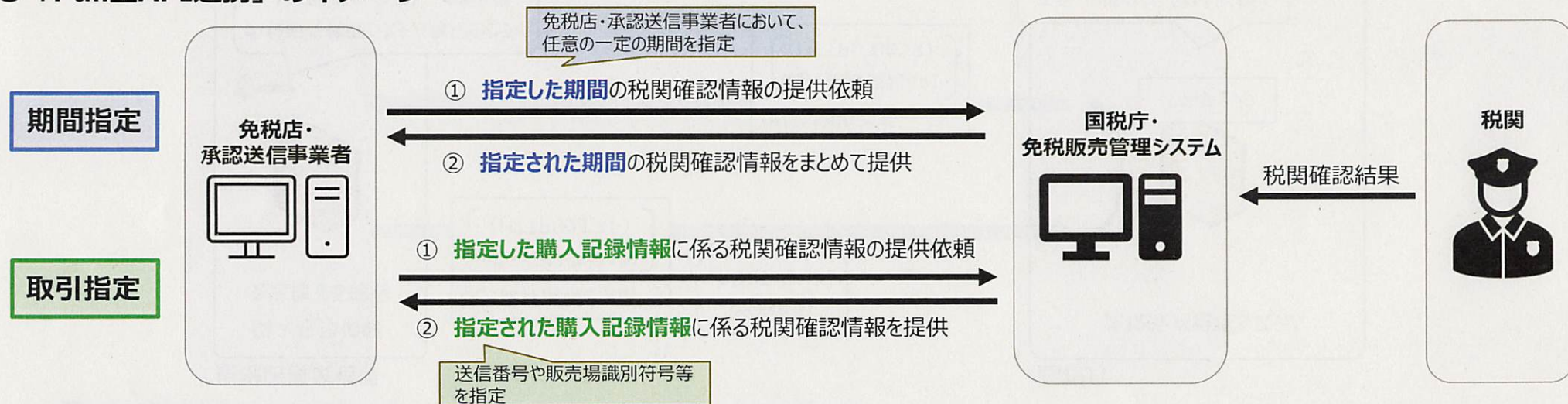
### ■ 新制度で追加される機能〔API（仮）を通じた「税関確認情報（仮称）」の取得（案）〕



## 税関確認情報（仮称）の取得方法（案）【令和6年7月追加】

- 税関確認情報については、諸外国と同様、免税店・承認送信事業者のリクエストに基づきデータを提供する「**Pull型API連携**」とする方向で検討中。
- 連携方式は、一定の期間を指定する「**期間指定**」と特定の取引を指定する「**取引指定**」の2パターンを想定。
- また、税関確認情報は、免税店や承認送信事業者への事務負担等を踏まえ、個別の品目単位ではなく、**一の購入記録情報単位により提供**することを想定。

### ○「Pull型API連携」のイメージ



### ○ 税関確認情報の取得単位

購入記録情報

| 送信番号   | 販売場識別符号 | 物品一連番号 | 品名  | 数量  | ... | 販売価額    |
|--------|---------|--------|-----|-----|-----|---------|
| ...001 | xxx     | 1      | A   | 5個  | ... | 50,000円 |
|        |         | 2      | B   | 3個  | ... | 9,000円  |
|        |         | 3      | C   | 1個  | ... | 5,000円  |
| ...002 | xxx     | 1      | D   | 3個  | ... | 24,000円 |
|        |         | 2      | E   | 1個  | ... | 20,000円 |
|        |         | 3      | F   | 2個  | ... | 2,000円  |
| ...    | ...     | ...    | ... | ... | ... | ...     |

購入記録情報ごとに提供

| 送信番号   | ... | 税関確認情報 |
|--------|-----|--------|
| ...001 | ... | ○      |
| ...002 | ... | ○      |
| ...    | ... | ...    |

購入記録情報（送信番号）単位で税関確認情報を提供することを想定

➡ 購入記録情報単位で適否が判定されるため、個別の品目単位での返金や経理処理等の事務は不要